

日本軍「慰安婦」問題

—記憶の政治をめぐる

井上 愛美
指導教員 奥田 和彦

はじめに

本論文は、「慰安婦」問題を政治問題として論じ、問題の所在、そしてそれについて日本政府に何が求められているかということ、明らかにしようとするものである。

近年、「慰安婦」問題への日本政府の対応に対し、数多くの国際機関から非難勧告が出され、また、各国議会から非難決議が上げられている。その上、国内の地方議会からも意見書が提出されている。一方、日本政府は、この問題はサンフランシスコ平和条約や二国間条約によって法的に解決済みであるが、さらに「慰安婦」被害者への医療福祉支援事業や「償い金」の支給等を行う財団法人「女性のためのアジア平和国民基金」（以下、アジア女性基金）に最大限協力したとして、これらの勧告や決議を受け入れていない¹⁾。

それではなぜ、「慰安婦」問題について、日本政府の責任が問われ続けているのだろうか。また、日本政府に、何らかの措置を講ずる必要はあるのだろうか。

本論文の目的は、大きく2つある。1つは、「慰安婦」問題を日本における政治問題として描き直すことである。もう1つは、「慰安婦」問題が政治問題であり続けている理由を明らかにし、日本政府が採るべき措置を示すことである。

第1章 日本軍「慰安婦」問題の概要

第1章では、「慰安婦」問題の過程を振り返る。「慰安婦」問題が政治問題化したのは、1990年代に入ってからのことである。1993年には、河野洋平官房長官が、「慰安婦」の徴収及び慰安所における強制性を認める談話を発表した²⁾。これが、日本政府の公式見解として今日まで引き継がれている、河野談話である。そして、1995年には、政府が「慰安婦」問題について道義的責任を認め、アジア女性基金が設立された。「慰安婦」被害者を対象とした事業は、「国民的な償い」として実施された。その内容は、首相の「お詫びの手紙」と国民からの募金による「償い金」の支給、及び政府資金による医療福祉支援事業の実施であった。同基金は、発足から12年後の2007年3月末、最後の事業の終了に伴って解散した³⁾。

アジア女性基金が解散したこの年、安倍晋三首相の発言（以下、安倍発言）をきっかけとして、「慰安婦」問題について、各国議会による日本政府への非難決議が相次いだ。安倍発言とは、「当初、定義されていた強制性を裏付ける証拠はなかった」という、2007年3月1日の記者会見で発せられたコメントである。これが多くの非難を集めたのだった。また、2008年以降は、国内の地方議会が、問題の解決を求める意見書を提出している。さらに、国際諸機関からは、安倍発言以前から毎年のように非難勧告が出され続けている。

第1章の最後では、「慰安婦」問題の政治問題化は、国際社会におけるどのような文脈のなかで起こったのかということを確認する。これによって、国際社会における「慰安婦」問題の位置づけを明らかにすると同時に、この問題に取り組むことの意義を示す。ここでは複数の文脈を挙げることができるが、主なものを3つ取り上げる。1つめは、女性の人権あるいは女性に対する暴力という文脈である。2つめは、冷戦の崩壊という文脈である。これは、冷戦の崩壊が「それまで資本主義対社会主義の対立によって覆い隠されていた民族や宗教の対立を表面化させ」たとするものである⁴⁾。3つめは、グローバル

化という文脈である。これは、グローバル化によって、国際社会が道義観を共有することの必要性が生じたとするものである⁵⁾。

しかしながら、これらの文脈は明確に分けられるものではなく、互いに影響し合い、時に合流し、今に至っている。「慰安婦」問題は、これらが重なり合うところに位置する問題であり、人権という世界共通の正義を実現するために取り組まなければならない問題である。そしてそれは、当事国間の問題であるのみならず、国際社会における重大な問題であり、「決して過去の問題ではなく、最も最先端的問題の一つ」⁶⁾なのである。

第2章 日本軍「慰安婦」問題の現在

第2章では、「慰安婦」問題に対するこれまでの取り組みを、3つの方面から考察する。その3つとは、アジア女性基金、戦時性暴力被害訴訟、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」(以下、戦時性的強制被害者問題解決促進法案)である。そして、ここまでの議論を受けて、そうした取り組みがあるにも関わらず、「慰安婦」問題が政治問題であり続けている理由を明らかにし、日本政府が採るべき措置を示す。

アジア女性基金は、主に3つの問題を残した。1つめは、「慰安婦」問題は法的にはサンフランシスコ平和条約または二国間条約で解決済みであるとして、法的責任を回避し、政府の公式謝罪と国家補償を実現しなかったことである。そのため、「慰安婦」被害者の多くが、これでは尊厳もしくは名誉が回復されないとして、首相の手紙や「償い金」の受け取りを拒否した。法的責任を回避した、アジア女性基金では解決しないということは、国際諸機関による勧告や、各国議会の非難決議、あるいは国内の地方議会が提出した意見書のほとんどにおいても示めされている。2つめは、対象国が限定的だったことである。そして3つめは、受け取った者と拒否した者との間に、分断を生んだことである。アジア女性基金の取り組みは、道義的責任という意味において一定の評価ができるものの、複数の問題を残したのだった。

戦時性暴力被害訴訟は、「慰安婦」被害者らが、日本政府による謝罪と賠償、そしてそれを得ることによって達成される自身の名誉回復を求め、日本の裁判所において日本国を訴えてきたものであり、これまでに10件ある。これらにおいては、除斥期間や国家無答責理論といった法的関門を突破する事例が出てきており、事実認定や付言判決も得ている。けれども、そのような成果は必ずしもあとの裁判で発揮されるものではなく、現在唯一係争中の海南島戦時性暴力被害賠償請求訴訟を除く、全ての訴訟で原告敗訴が確定している。「慰安婦」問題の司法による解決は、非常に困難な状況にある。

戦時性的強制被害者問題解決促進法案は、2000年に民主党によって提出されたのを最初として、2001年以降は超党派議員によって、繰り返し提出されてきた。その特徴は、「戦時性的強制被害者に係る問題の解決の促進を図るための施策に関する基本方針を定め」としていることにある⁷⁾。この法案は「すべての被害国の人々から歓迎され続けている」⁸⁾が、2002年を除いては審議に至ることもほとんどなく、全て廃案となっている。

ここまでの議論を受けて、「慰安婦」問題が政治問題であり続けている理由として考えられることは2つある。1つは、日本政府が本来果たすべき法的責任を果たさないことである。アジア女性基金が法的責任を回避した結果、「慰安婦」被害者らだけでなく、数々の国際機関や各国議会、あるいは国内の地方議会が、日本政府に対して法的責任を果たすよう求め続けているが、日本政府はそれらを受け入れていない。日本政府が法的措置を採らないのは、法律上不可能だからではなく、法的責任を認めていないからである。日本政府は、法的責任を認め、それを果たす必要がある。

もう1つは、河野談話で認めた強制性を否定する発言が、安倍をはじめとする日本政府の要職にある人物によって繰り返され、またそれが放置されていることである。これが、「慰安婦」問題について、日

本政府の姿勢が一貫していないことを示し、あるいは河野談話から後退していることを示し、日本政府は「慰安婦」問題に対する責任を明確に認めていないという評価を招いているのである。このことは、安倍発言後の世界的動きに表れている通りである。この類の発言に共通するのは、強制性を示す証拠がないとしていることである。日本政府は、「慰安婦」問題の調査・検討を改め、強制性を示す証拠の存在を、明確に確認する必要がある。また、政府見解と矛盾する発言を、政府の要職にある人物が行うときには、その行為の重大さを忘れてはならない。同時に、そのような発言があったときには、政府はそれを放置してはならない。なぜなら、それが日本政府の見解であると、国際社会に取られ兼ねないからである。

第3章 日本軍「慰安婦」被害者証言の信頼性

河野談話で認めた強制性を否定する人びとは、強制性を示す証拠が存在しないという形で、これを否定する。けれども、河野談話に当たっては、強制性を示す文書史料は見つからなかったが、「慰安婦」被害者の証言を判断材料にすることで、強制性を認めたのだった。換言すれば、「慰安婦」被害者の証言を証拠としたのである。つまり、「慰安婦」被害者の証言を、彼らは証拠として認めていないということである。「慰安婦」被害者の証言は、信頼できないものなのだろうか。第3章では、「慰安婦」被害者証言がもつ信頼性の問題に答える。

あらゆる史料は、正確でないこともバイアスが入っていることもあり得るので、信頼できるかどうか批判的に吟味される必要がある。信頼性を考えるときに重要なのは、十分に吟味されたかどうかということであって、文書史料か口述史料かという史料の形式ではない⁹⁾。その上、証言をはじめとするオーラル・ヒストリーには、文書史料より有利な点さえある。たとえば、語り手と聞き手の共同作業によってバイアスを減らせることや、あとから検証することでバイアスの存在を明らかにできることが挙げられる¹⁰⁾。誰が著者かといった、史料の特定に関する疑問にも、文書史料よりはるかに確信をもって答えられる¹¹⁾。

また、証言されているのは記憶、とりわけ暴力の記憶であって、証言に矛盾があるのは当然であり、一貫性に欠けるからといって、それが直ちに信頼性を失うことにはならない。証言に矛盾が生じる要因には、記憶の性質、語りたくない記憶であること、語り手の語りは聞き手との関係によって変わり得ること、通訳を介することなどがある。証言を吟味するときには、その証言がどのような性格をもっているかということ、踏まえる必要がある。そして、証言に見られる矛盾の問題は、前述のような、オーラル・ヒストリーがもつ利点によって乗り越えることが可能である。日本政府には「慰安婦」問題の調査・検討を改める必要があるが、その際、「慰安婦」被害者証言も十分な証拠となり得るのである。

だが、「慰安婦」被害者証言は、証拠となり得るだけではない。証言から文書史料の解釈方法がわかることや、文書史料が誤りであると気づくことのみならず、そもそも出来事の見つかることもある。そして最も重要なのは、暴力の実態は記録に残らないということであり、それは被害者の証言から知るほかない。「慰安婦」被害者証言は、暴力の歴史を残し、暴力が再生産されることを防ぐために、歴史に欠かせないものなのである。

しかしながら、証言することを通じて、「慰安婦」被害者が得るものはあるのだろうか。オーラル・ヒストリーには、記憶を解放する役割があり、深刻なトラウマになっている経験、たとえば強かんや強制収容所への収容の経験を聞くことも、「大抵の場合は問題がなく、実際、聞くことは話し手にとって助けになることがわかっている」という¹²⁾。とはいえ、証言をめぐる暴力はあらゆる場面に潜んでいる。「慰安婦」被害者の記憶は、被害者自身のものであるにも関わらず、沈黙させられ、語らせられ、暴力にさらされてきた。証言の聞き手になった人間には、証言の重み、そして証言することの重みを受け止めて、「何を託されたのか、それにたいして何ができるのか」¹³⁾ということを考え、行動する義務がある。

おわりに

戦後64年以上が経過し、「慰安婦」被害者が、1人、また1人と亡くなっている。それは、日本政府にとって、謝罪・補償の対象が失われているということでもある。このまま日本政府が法的責任を果たさずにいれば、日本政府にとって、そして世界にとって、「慰安婦」問題は永遠の問題となるだろう。

[注]

- 1) 外務省「慰安婦問題に対する日本政府の施策」
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/ianfu.html> (最終閲覧：2010年2月7日)
- 2) 本稿で用いる政治家の役職名は、当時のものである。
- 3) 財団法人女性のためのアジア平和国民基金「慰安婦問題とアジア女性基金／デジタル記念館」
<http://www.awf.or.jp> (最終閲覧：2010年2月7日)
- 4) 金子勝・高橋哲哉・山口二郎『グローバル化と戦争責任』岩波書店、2001年、36頁。
- 5) 押村高『国際正義の論理』講談社、2008年、12・13頁。
- 6) 金子・高橋・山口、同上、12・13頁。
- 7) 2008年に提出された法案は「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」
<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/gian/169/pdf/t071690271690.pdf> (最終閲覧：2010年2月7日) で閲覧できる。
- 8) 戸塚悦郎「市民が決める「慰安婦」問題の立法解決—戦時性的強制被害者問題解決促進法案の実現を求めて」国際人権法政策研究所『国際人権法政策研究』第3巻4巻合併号(通算第4号)、2008年、57頁。
- 9) ポール・トンプソン著、酒井順子訳『記憶から歴史へ』青木書店、2002年は、口述の証拠のもつ信頼性の問題は「口述の証拠を、記録文書と同じように批判的に吟味しながら使っていくことによって解決されうる」とする。
- 10) 飯尾潤「政治学におけるオーラル・ヒストリーの意義」日本政治学会編『オーラル・ヒストリー』岩波書店、2004年、26・27頁は、オーラル・ヒストリーには「語り手から聞き手が聞き取るという手順と、それが後から検証可能だという点に積極的な意味がある」とする。
- 11) トンプソン、同上、218・219頁。
- 12) トンプソン、同上、316頁。
- 13) 赤坂憲雄、玉野井麻利子、三砂ちづる『歴史と記憶場所・身体・時間』藤原書店、2008年、31頁。